

島根大学生協同組合（以下、生協という）が提供する2022年度のミールプラン（以下、「2022 ミールプラン」という）は、本規程により取扱いします。

生協の組合員及び島根大学入学予定者（以下、組合員という）は、本規程に合意の上で生協のミールプランをお申込みください。

1. 利用目的

- 1) ミールプランは、生協の店舗で「食事」にのみ利用できる、食事専用のプランです。食費を予め確保することで、組合員にしっかりと食事をしていただくことを目的としています。
 - 生協は、プラン及び利用に応じた特典を提供します。
 - 生協は、前日までの利用履歴を「大学生協マイページ」で提供しますので、食生活の点検と栄養管理にお役立てください。
- 2) ミールプランの機能は、島根大学学生証又は職員証あるいは生協組合員証に設定します。

2. 利用対象者

- 組合員に限ります。

3. 利用範囲

- 生協が提供するメニュー・商品の内、生協が指定したものに限ります。

4. 利用期間

- 2022年度ミールプランの利用期間は4月1日から2023年2月末日までの期間となります。
- 2022年度追加募集用ミールプランの利用期間は10月1日から2023年2月末日までの期間となります。ただし、生協の営業日に限ります。
- 新入生については、入学式以降の日で生協が定めた日を利用開始日とします。

5. 利用特典

- ミールプランには、ガイドブックやパンフレットに記載した利用特典が設定されています。
- 利用特典は生協の判断で変更することがありますが、変更する場合は次年度のミールプランから適用します。

6. 利用方法

1) 提供価格（お支払いいただく金額）と利用上限額

- 生協が提示した提供価格を、生協が指定する方法でお支払いいただきます。
- 提供価格に応じて、ミールプランで利用できる「利用上限額」が設定されています。

松江キャンパス「2022 ミールプラン」提供価格 20万円の場合	・・・	利用上限額 24万円
出雲キャンパス「2022 ミールプラン」提供価格 18万円の場合	・・・	利用上限額 22万円
松江・出雲キャンパス対象「2022 追加募集ミールプラン」提供価格 8万5千円の場合	・・・	利用上限額 10万円
オプションの「追加利用プラン」提供価格 4万円の場合	・・・	利用上限額 5万円

※「追加利用プラン」のみのお申込み及び利用はできません。

2) 分割支払いの条件

- 「2022 ミールプラン」で分割支払いを希望される場合は、生協が指定した初回支払額を指定した日までにお支払いいただきます。
- 2回目以降は指定した金額・回数をお支払いいただくことが条件になります。
- 2回目以降のお支払いは、ゆうちょ銀行の口座からの自動引落としになります。指定した期日までに、生協が必要事項を記入してお送りした「自動払込受付通知書」を使用して、ゆうちょ銀行の窓口で手続きしていただくことが必要です。
- 分割代金の引落しが2回分（2カ月分）できない場合は、ミールプランの利用を停止します。利用額が受領金額を超過している場合は超過額を保護者様宛に請求いたします。
- 「2022 追加募集ミールプラン」の分割支払いはありません。

3) 1日あたりの利用金額

- プランと営業時間によって1日あたりの利用上限額が決まっています。

4) 期間途中での利用終了日

- 第1項で記載している「利用上限額」に達した場合はその翌日から利用できなくなります。
- オプションの「追加利用プラン」をご利用くだされば利用上限額が加算されます。

5) 「上回生ミールサブプラン（旧・上回生便利プラン）」の利用終了日

- 利用残高が0円以下になった場合は、その翌日から利用できなくなります。
- 当年度内ならいつでも3万円以上で指定された金額を追加入金することができます。
- 当年度内であれば、利用残高が0円になった後でも追加入金することができます。その場合、生協が指定する方法により入金していただき、生協が入金を確認した翌営業日からミールプランが利用できるようになります。

7. 再発行

- 1) ミールプラン機能の入っている島根大学学生証又は島根大学職員証若しくは生協組合員証（以下、ミールカードといいますが）を紛失された場合、あるいはミールカードの破損等でミールプランが利用できなくなった場合は、直ちに生協店舗に連絡した上で大学の担当窓口で再発行の手続きをおこなっていただきます。

- 生協が連絡を受けた時点で、当該ミールカードの利用停止登録をおこないます。システム上登録の約2時間後に停止します。
 - 利用者の希望により、ミールカードが再発行されるまでの間、「仮ミールカード」を発行することができます。なお、「仮ミールカード」のお渡しは再発行申請日の翌営業日以降になります。
 - 「仮ミールカード」でのミールプランの利用は「仮ミールカード」のお渡し日からになります。
- 2) 再発行の場合の再発行手数料は、各カードの規程に基づいてお支払いいただきます。
 - 生協組合員証の再発行手数料及び仮ミールカードを紛失された場合のカード負担金は、1,000円＋消費税になります。

8. 禁止事項

- 1) ミールカードの他人への貸与を禁止します。
 - 他人への貸与は、貸与された者又は貸与した者が不正に特典を受けることになり、これは不正行為にあたりと判断します。
 - 他人への貸与があった場合はミールプランの利用を停止し、以降のミールプランの利用ができなくなります。

9. 次年度ミールプランへの継続及び繰越制度

- 1) 次年度ミールプランへの継続方法
 - 2023年3月1日から2023年度のミールプラン（以下、「2023ミールプラン」という）がスタートします。
 - 2023年2月までに「2023ミールプラン」の内容を提示しますので、「2023ミールプラン」への利用継続をご検討いただき、2023年3月1日から3月15日の間に生協が指定する方法で手続き及びお支払いをお願いします。
- 2) 「2023ミールプラン」へ継続される場合
 - 「2023ミールプラン」提供価格から「ミール残高」を差し引いた金額を指定した方法で支払っていただければ、ご入金の日から「2023ミールプラン」が利用できます。

2023年2月末日までの利用累計金額が、「2022ミールプラン」または「2022追加募集ミールプラン」提供価格（お支払いいただいた金額）及びオプションの「追加利用プラン」提供価格（お支払いいただいた金額）を下回っている場合は、提供価格（お支払いいただいた金額）と利用累計金額との差額を「ミール残高」といいます。「ミール残高」は全額「2023ミールプラン」に繰越できます。

*「利用上限額」との差額ではありませんのでご注意ください。

- 「上回生ミールサブプラン」を利用の方で、2023年2月末日段階で「ミール残高」がある場合は、自動的に次年度に繰越すことができ、次年度の「上回生ミールサブプラン」として利用することができます。

10. 解約

- 1) 原則、年度途中で解約はお受けしません。
- 2) ただし、以下の場合は年度途中で解約をお受けし、残高を返金しますので、生協窓口までご連絡ください。
 - 休学、留学、入院等の理由で、6カ月以上通学できない場合。
 - 卒業、退学等の理由で組合員の資格がなくなり生協を脱退する場合。
 - その他、生協が認めた場合。
- 3) 生協が指定する期日までに「2023ミールプラン」への継続手続き及びお支払いがない場合は解約とみなします。
- 4) 解約により返金する場合は、「2022ミールプラン」および「2022追加募集ミールプラン」については「ミール残高」（新入生の方で一括払いの特典がある場合は差し引いた金額）を、「上回生ミールサブプラン」については「ミール残高」に対して一律3%に相当する金額を差し引いた金額とします。
- 5) 「ミール残高」を生協ウォレットでお返しします。
※生協ウォレットは2022年夏季から始まる新システムの生協マネーの呼称です。

11. 卒業生へのミール残高の返金

- 1) 2023年2月末日時点での「ミール残高」を返金します。返金は原則保護者様宛におこないます。返金の際の送金手数料はご負担いただきます。
- 2) 返金額は「2022ミールプラン」および「2022追加募集ミールプラン」については「ミール残高」を、「上回生ミールサブプラン」については「ミール残高」に対して一律3%に相当する金額を差し引いた金額とします。

12. 規程の改廃

- この規程の改廃は、生協の理事会の議決によります。

13. 付則

- この規程は2021年12月14日に制定し、2022年4月1日利用の「2022 ミールプラン」から適用します。
(改正)
- 2022年9月27日 一部改定施行